

第8章 バリアフリー化事業の推進体制

今後、向島地区基本構想に位置付けられたバリアフリー化事業を、関係者が互いに連携し、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら円滑かつ効果的に実施していくための事業推進体制を示します。

1 バリアフリー化事業推進に係る取組方針

(1) 緊急性の高い事業の早期着手

公共交通特定事業計画は、向島地区基本構想策定後できる限り速やかに作成することとし、向島駅へのエレベーターの設置などの緊急性の高い事業については、公共交通特定事業計画の作成と併行して、平成16年度中に工事に着手する方向で取り組んでいきます。

(2) 事業推進に係る進め方

ア 情報案内設備に関する進め方

情報案内設備（文字、音声）の整備については、向島駅及び駅前広場などにおいて統一性、連続性の確保を図りながら整備しなければならない設備も多々あるため、関係事業者間で連携した検討を行っていく必要があります。また、災害などの非常時における特に聴覚障害のある人に対する緊急情報表示などの在り方については、長期的な施策も含めた検討を行っていく必要があります。

このため、関係事業者間（京都市の道路管理者、近鉄、近鉄バス、京阪宇治バスなど）で連携するとともに、障害者団体の意見も伺いながら、長期的な施策も含め、情報案内設備に関する検討を行っていきます。

検討の結果、一定の方向性が定まり、かつ事業実施の環境が整ったものについては、公共交通特定事業又は道路特定事業にも反映させ、順次事業実施していきます。

イ 道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画策定のための進め方

特定経路において実施する道路のバリアフリー化事業の具体的な内容を定める道路特定事業計画を策定するに当たっては、今後、道路の実態などを詳細に検証したうえで、具体的な改善方策についてさらなる検討を加えていく必要があります。

このため、向島地区基本構想策定後、学識経験者、高齢者、障害者団体の代表者、地域の代表者の意見を聞きながら、様々な観点から道路特定事業計画の内容について検討を行い、また、道路特定事業計画と密接に関連する交通安全特定事業計画の内容についても、併せて検討を行っていきます。

更に、連絡会議や現地踏査の分科会などにおいて提起された特定経路以外の道路環境整備の要望を踏まえ、地区の安全で快適な居住環境の整備なども念頭に、重点整備地区内の道路についてできる限り特定経路と一体的にバリアフリー化を図れるよう、交通バリアフリーの枠組みを越えた歩行者優先策などの施策についても検討を行っていきます。

なお、道路特定事業計画及び交通安全特定事業計画は、平成16年度末を目途に策定し、公表します。

2 連絡会議による進行管理

これまで、向島地区のバリアフリー化を推進していくための具体的な方策などについて検討を重ねてきた連絡会議を、向島地区基本構想策定後も、道路特定事業計画案及び交通安全特定事業計画案の取りまとめが完了した段階や各バリアフリー化事業が一定の進捗を見た段階などにおいて適宜開催し、これまでの連絡会議での検討内容など、市民をはじめとする利用者の意向が十分反映された事業進捗が図られているかについて検証を行います。

3 公共交通特定事業に対する支援

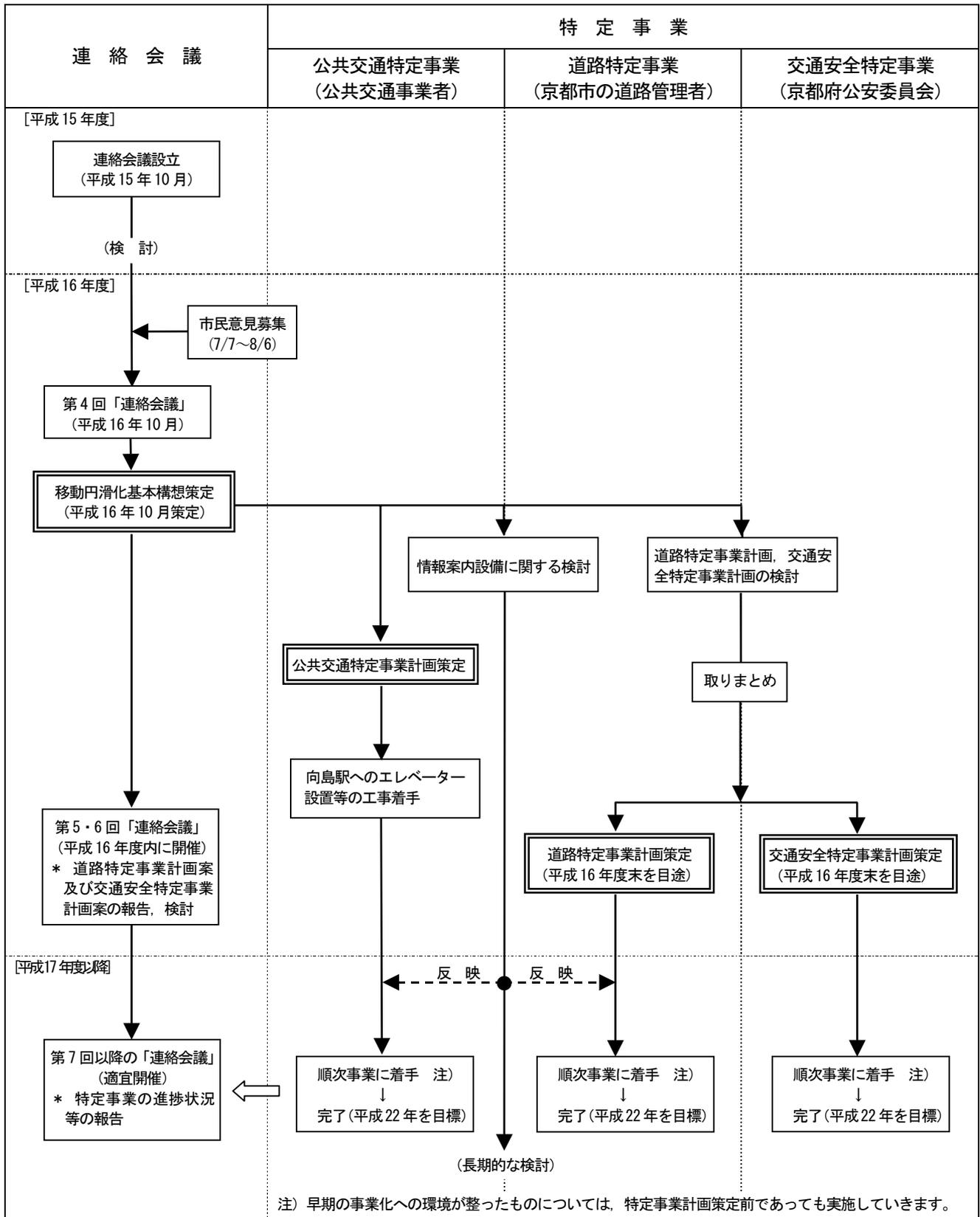
京都市は、向島駅へのエレベーター設置などの駅舎における主要なバリアフリー化事業に対し、国、京都府と連携し、必要な助成を行います。

4 バリアフリー化事業の進捗状況に関する情報提供

京都市は、向島地区をはじめ全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集し、年1回の更新を基本として、ホームページなどを通じて情報提供を行います。

バリアフリー化事業の推進体制の構成を図-11に示します。

図-11 バリアフリー化事業の推進体制（主に特定事業）



※ 特定事業以外の事業については、可能な限り平成22年までに完了するよう努めるとともに、平成23年以降を含めた長期的な取組も進めています。
 ※ 京都市は、全市的なバリアフリー化事業の進捗状況に関する情報を収集し、年1回の更新を基本として、ホームページなどを通じて情報提供します。